

(目的)

第1条 この要綱は、市が空き家等を管理するサービスの提供を行う事業者(以下「事業者」という。)を登録し、空き家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)に情報提供することにより、市民による空き家等の適切な管理を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、呉市空家等の適切な管理に関する条例(平成25年呉市条例第17号)で使用する用語の例による。

(登録事業者)

第3条 登録をすることができる事業者は、次のいずれにも該当する法人又は団体とする。

- (1) 本市に本店、支店、営業所又は事業所を有していること。
- (2) 定款等を定めていること。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 役員又は事業所の代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員及び広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第19条第3項の規定による公表が行われている暴力団員等でないこと。

(サービスの種類)

第4条 事業者は、次に掲げる空き家等を管理するサービス(以下「サービス」という。)のうち、2以上のサービスを行うものとする。

- (1) 空き家等の内外の点検
- (2) 空き家等の換気及び通水
- (3) 空き家等の敷地内の除草又は樹木の剪定
- (4) その他空き家等の適切な管理に関すること

(登録手続)

第5条 登録を受けようとする事業者は、呉市空き家等管理サービス事業者登録申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業者の定款等(写し)
- (2) 提供するサービスの内容及び料金を示した書類
- (3) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (4) 本市の市税の滞納のない証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(登録決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、登録を決定するときは、呉市空き家等管理サービス登録決定通知書（様式第3号）により、登録を却下するときは、呉市空き家等管理サービス登録却下通知書（様式第4号）により事業者へ通知するものとする。

(登録内容の変更、及び廃止)

第7条 登録の決定を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、第5条の規定により申請した内容に変更が生じたとき、又はサービスを廃止するときは、速やかに呉市空き家等管理サービス事業者登録変更・廃止届（様式第5号）を市長へ提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) サービスの提供にあたり政治活動、宗教活動又は公益を害する活動をしたとき
- (3) 登録内容に虚偽があったとき
- (4) 誓約事項に違反したとき
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、呉市空き家等管理サービス事業者登録取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。